

令和5年4月

住居確保給付金のしおり

～住居確保給付金のご案内～

広島市

住居確保給付金とは

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃額相当の給付金を支給するとともに、くらしサポートセンターによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整した額を支給

単身世帯：38,000円、2人世帯：46,000円

3人～5人世帯：49,000円、6人世帯：53,000円

7人以上世帯：59,000円

支給期間：原則3か月間（一定条件により3か月間の延長及び再延長（以下、「延長等」という）の最長9か月間まで可能）

支給方法：原則住宅の貸主又は貸主から委託を受けた不動産業者等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① イ）離職等 又は ロ）やむを得ない休業等（以下、「休業等」という）により経済的に困窮し住居を喪失している又は住居喪失のおそれがあること
- ② ①のイ）の場合 申請日において、離職、廃業の日から原則2年以内であること
①のロ）の場合 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労状況が離職等の場合と同等程度の状況にあること
- ③ ①のイ）の場合 離職前に主たる生計維持者であったこと（離職前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
①のロ）の場合 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、下記の収入基準額（基準額に家賃額*を合算した額）以下であること
※家賃額が住宅扶助基準に基づく額を上回る場合は住宅扶助基準額を合算する。

世帯	単身	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	8.4万円	13万円	17.2万円	21.4万円	25.5万円	29.7万円
住宅扶助基準額	3.8万円	4.6万円	4.9万円	4.9万円	4.9万円	5.3万円
収入基準額	12.2万円	17.6万円	22.1万円	26.3万円	30.4万円	35万円

(注)申請日に属する月の収入の合計額が基準額から収入基準額の間の場合は、収入に応じて調整した額が支給されます。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融資産（現金、預貯金、株式等）の合計額が下記以下であること

単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
50.4万円	78万円	100万円

※算定対象となる収入・資産はP.8(参考)「収入・資産要件早見表」を参照

- ⑥ ハローワーク等に求職申込をし、常用就職を目指した求職活動等を行うこと
※ 休業等に収入減少した方で、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると見込まれる場合は、申請日の属する月から起算して3か月間は当該取り組みをもって求職活動とすることが可能。
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

- 月収が基準額以下の場合は、家賃額※
 - 月収が基準額を超える場合は、以下の数式により算定した額
住居確保給付金支給額 ※ = 実家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)
- ※ 家賃額及び住居確保給付金支給額は住宅扶助基準額を上限とします。

【住宅扶助基準額】

単身世帯：38,000円、2人世帯：46,000円
3人～5人世帯：49,000円、6人世帯：53,000円
7人以上世帯：59,000円

【支給金額の具体例】

- 単身世帯（家賃38,000円 申請月の収入84,000円以下の場合
月額38,000円を貸主等の指定口座に振り込みます。
- 単身世帯（家賃45,000円 申請月の収入84,000円以下の場合
月額38,000円（上限額）を貸主等の指定口座に振り込みます。
※差額7,000円は申請者が負担することとなります。
- 単身世帯（家賃40,000円 申請月の収入100,000円の場合
月額24,000円を貸主等の指定口座に振り込みます。
計算：84,000円 + 40,000円 - 100,000円 = 24,000円
※差額16,000円は申請者が負担することとなります。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書、住居確保給付金申請時確認書、収入・金融資産申告書
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等
- ③ 離職、廃業又は休業等が確認できる書類
 - (1) 【申請日において、離職、廃業の日から2年以内の場合】
離職等後2年（※）以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）
※疾病、負傷、育児等により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合、当該事情を証明する資料を提出することで当該期間を2年に加算できる可能性があります（最長4年まで）。
 - (2) 【休業等により離職等の場合と同等程度の状況にある場合】
雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトの減少がわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書など休業等により離職等の場合と同等程度であることが確認できる何らかの書類
- ④ 申請者及び申請者と生計を一にしている者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」、その他各種福祉手帳
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等（オンラインの通帳も含む）の写し
株式、債券、暗号資産等をお持ちの方は金額を確認できる資料
- ⑥ 次のうちいずれか
 - ・ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票 ※求職番号を必ず記載してください
 - ・ 住居確保給付金 自立に向けた活動計画（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）※経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）に相談の上作成してください。
- ⑦ 賃貸住宅の貸主又は不動産媒介業者等が発行する「入居住宅に関する状況通知書」、賃貸借契約書の写し

※既に住居を喪失しており新たに賃貸住宅を探す方は、お住いの区のくらしサポートセンターへお問い合わせください。

住居確保給付金の申請から決定まで

◆ 相談の受付時の申請書等の交付

- ・ 住居確保給付金の相談を受付た際、支給申請に必要な書類を交付します。
- ・ 必要な書類の記入をするとともに、入居住宅の貸主との調整を行ってください。

◆ ハローワーク等での求職申込み又は経営相談先への相談申込

- ・ ハローワーク等で求職申込みを行い、求職番号を取得してください。
- ・ （自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方は、）経営相談先へ相談申込を行い、助言等を受けながら自立に向けた活動計画を作成してください。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・ 不動産媒介業者等から「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ 住居確保給付金の支給申請等の提出

- ・ 相談受付時に交付された申請書等に必要書類を添えて、くらしサポートセンターに提出します。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、毎月の求職活動状況を報告するための用紙が配付されます。（用紙の使用方法は、「住居確保給付金受給中の義務」を参照。）
- ・ また、延長申請に必要な「支給申請書（期間（再）延長）」、「収入及び金融資産に関する申告書」等も併せて交付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」をくらしサポートセンターから送付します。
- ・ 住居確保給付金は広島市から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産媒介業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、区社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、**受給者自身の状態像に応じて**、ハローワークの利用やくらしサポートセンターによる支援、その他様々な方法により、就職活動などを行わなければなりません。

1 離職、休業等（2以外の方）

- ① 月2回以上、ハローワーク等へ職業相談を受け、「**職業相談確認票**」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ② 原則として週1回以上、求人先へ応募・面接などの就職活動を行い、「**住居確保給付金 常用就職活動状況報告書**」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、報告書を作成してください。
- ③ 月4回以上（うち1回以上は対面によること）、くらしサポートセンターへ面談等による支援を受け、併せて上記の「**職業相談確認票**」、「**住居確保給付金 常用就職活動状況報告書**」を提出し、就職活動等の状況を報告してください。
※ 休業等により収入減少して住居確保給付金を申請された方は、毎月の収入額が確認できる資料を併せて提出してください。

2 休業等（自営業者のうち、事業再生を目指す方）

- ① 月1回以上経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）へ面談等の支援を受けてください。
- ② 申請時に経営相談先の助言のもと作成した自立に向けた活動計画（「**住居確保給付金 自立に向けた活動計画**」）に基づいた取組を月1回以上行ってください。
上記①、②の活動内容をもとに「**住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書**」を作成してください。
- ③ 月4回以上（うち1回以上は対面によること）、くらしサポートセンターへ面談等による支援を受け、併せて上記の「**住居確保給付金 自立に向けた活動計画**」、「**住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）**」を提出してください。また、収入の状況についても確認できる資料とともに報告をしてください。

※延長、再延長を希望する際は、2に該当する方であっても延長申請時からは原則1の方と同じ活動をする事となります。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（期間の定めのない労働契約又は6か月以上の雇用期間が定められている労働契約による就職）をした場合は、「常用就職届」をくらしサポートセンターへ提出してください。
- ◆ 「常用就職届」を提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、くらしサポートセンターに毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長等が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで延長することが可能です。
（要件）
 - ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動等の経済的自立に向けた活動を行っていたこと
 - ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること住居確保給付金の受給期間の延長等を希望される場合は、受給期間の最終月になったら、申請書等を提出する必要があります。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 月2回以上のハローワーク等での就職相談、月4回以上のくらしサポートセンターへの報告又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等の就職活動を怠る方については、支給を中止する場合があります。
- ◆ 受給中に常用就職又は安定した収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、その収入を得られた月から支給を中止します。
- ◆ 住居確保給付金の対象となった住宅を退去した者（大家からの要請の場合及びくらしサポートセンターの指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合や、月収が基準額を上回っているために住居確保給付金の一部支給を受けていた方が、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合は支給額を変更できる場合があります。
- ◆ 支給額の変更には、くらしサポートセンターに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、くらしサポートセンターへ提出してください。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金の受給終了後、常用就職または給与や自営業の収入の増加等により収入基準額以上の収入を得ていたが、会社の都合で解雇になった、廃業した又はやむを得ない理由により休業等の状態となった方は、受給終了から1年以上経過している場合は再支給を受けられる可能性があります。詳細はくらしサポートセンターへお問い合わせください。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等、不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

その他

- ◆ 申請の受付から1か月以内に必要書類が揃わない場合、申請が却下となる場合があります。

【問い合わせ先】

広島市くらしサポートセンター

各区相談窓口	区	電話	区	電話
	中	082-545-8388	東	082-568-6887
	南	082-250-5677	西	082-235-3566
	安佐南	082-831-1209	安佐北	082-815-1124
	安芸	082-821-5662	佐伯	082-943-8797

収入・資産要件早見表

【収入要件】

算定対象	算定対象外
<p>○税引前の稼得収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金、賞与 <p>※通勤手当は算定対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） ・ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） <p>※事業収入赤字は0円（他の収入と通算しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） <p>家賃収入</p> <p>○税引前の収入全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む） ・各種年金 ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・仕送り（同居配偶者等以外） ・養育費（右記以外） ・慰謝料（継続的なもの） ・障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律） ・健康保険傷病手当金 ・ボランティアで得た収入（交通費分は除く。） 	<p>○特定の目的のために支給される手当・給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の用途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合） <p>○職業訓練受講給付金</p> <p>○各種保険金の受取 等</p> <p>○一時的な収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） <p>○雇用継続給付（高齢・育児・介護）</p> <p>○原則 22 歳以下かつ就学中の子の収入</p> <p>○給与等に含まれる通勤手当</p>

【資産要件】

算定対象	算定対象外
<p>○現金</p> <p>○預貯金、財形貯蓄</p> <p>○債券、国債</p> <p>○株式、出資金、投資信託、暗号資産</p>	<p>○生命保険</p> <p>個人年金保険（養老保険）</p> <p>学資保険</p>